

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業 Q&A

《留意事項》

- ・申請にあたっての基本的事項は募集要領に記載しており、このQ&Aは、その内容を補足するものです。
- ・当事業は全額国費による事業のため、国の会計検査で妥当ではないと判断された経費があった場合、補助金の返還義務が生じます。補助金の使途及び関係資料の保管にあたっては充分ご注意ください。

番号	区分	質問内容	回答
1	(1)全般事項	「疑い患者を診療する医療機関」の役割は。	新型コロナウイルス感染症が疑われる症状の患者が発生した際に、救急隊や県、保健所等からの当該患者の受入要請に応じていただきます。 また、登録いただいた医療機関を一般に公表することはいませんが、自身の症状に不安のある方や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を有する方が自力来院した際には、必要な診療を行っていただくことになります。
2	(1)全般事項	「疑い患者」は受け入れないが、陽性が確定した重症患者を受け入れる医療機関は当該事業の対象とならないか。	疑い患者を受け入れない場合は本事業の対象外です。
3	(1)全般事項	二次医療機関であるが、現時点では入院患者の受け入れはしないことになっているが、疑い患者を受け入れている。疑い患者が入室する病室に陰圧装置を設置したいが補助対象となるか。	疑い患者を受け入れる医療機関として登録した場合は対象となります。
4	(1)全般事項	輪番制で精神科救急を担っている場合は補助対象者になるか。	対象となる精神科救急医療機関は、「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」（平成20年5月26日付け障発第0526001号厚生労働省通知）に基づき、県から病院群輪番型若しくは常時対応型の精神科救急医療施設又は身体合併症救急医療確保事業施設として指定された医療機関です。 よって、これに該当し、且つ、疑い患者を診療する医療機関として県に登録を行う場合は対象となります。
5	(1)全般事項	「本事業を実施する医療機関は、『新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関』として、県に登録を行うこと」とあるが、「診療する」とは外来のことなのか入院のことなのか。	外来を意味します。
6	(1)全般事項	本事業の対象となる医療機関は「新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関」と同義ではないという理解でよいか。	そのとおりです。
7	(1)全般事項	「必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく」とあるが、原則は疑い患者の入院受入れ体制を有することが必要か。	可能な限り入院受入体制を有することが好ましいですが、医療機関の役割分担などもあるため、必ずしも疑い患者の入院受入体制を有することは必要とはしていません。
8	(1)全般事項	対象医療機関では、病床を確保する必要があるのか。	病床の確保については必須要件となっております。
9	(1)全般事項	この項目で言う「新型コロナウイルス感染症を疑う患者」とは、感染症法上の疑似症患者以外の幅広い意味の疑い患者という意味でよいか。	患者の症状等により医師が疑うと判断したものを意味します。

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業 Q&A

《留意事項》

- ・申請にあたっての基本的事項は募集要領に記載しており、このQ&Aは、その内容を補足するものです。
- ・当事業は全額国費による事業のため、国の会計検査で妥当ではないと判断された経費があった場合、補助金の返還義務が生じます。補助金の使途及び関係資料の保管にあたっては充分ご注意ください。

番号	区分	質問内容	回答
10	(1)全般事項	令和3年9月末時点において、結果として救急隊からの受入要請がなかった場合、補助金の返還の義務が生じるか。 また、受入拒否が判明した場合には、対象除外、補助金返還などの措置が行われるのか。	一部の内容を除き、受入要請がなかったことを理由に返還を求めることはありません。 ただし、特別の事情もなく要請を断るなどの実態が発覚した場合は、補助目的を達成したと見なされず、補助金の一部または全額の返還を求める可能性があります。 ※事業終了後の実績報告時には疑い患者数の報告を行っていただきます。
11	(2)設備整備等事業	「設備整備等事業の対象については、救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限る」とあるが、判断基準などはあるのか。	整備する設備等が「 <u>救急・周産期・小児医療の必要な疑い患者に対する診療</u> 」に必要なものかどうかという点でご判断ください。
12	(2)設備整備等事業	上限額が「1床あたり」で定められているものがあるが、ここで言う「1床」の定義は何か。	許可病床に限らず、一時的な処置を行うためのベッドも1床として数えます。
13	(2)設備整備等事業	すでにある病室（4床：病床ごとに仕切りあり）をコロナ患者受入れ用に改修（仕切りを撤去し、2床とする。）し、1床あたりの面積を広げるような工事について対象となるのか。	設備整備等事業の対象外です。
14	(2)設備整備等事業	設備の設置工事費は補助対象となるか。	対象設備の「備品購入費」や「使用料及び賃借料」に含まれるものと考えており、補助対象となります。
15	(2)設備整備等事業	「①新設、増設に伴う初度設備…」の解釈として、一般病床を疑い患者用の病床に転換した場合は、「新設・増設」に含まれるのか。また、その場合、休床していた病床を疑い患者用の病床に転換した場合も認められるのか。	「疑い患者を受け入れる病床を新設、増設する」と説明できるものであれば補助対象となりますが、一般病床や休止病床の転換という「新設・増設」にあたるかは判断しがたいものと思われます。
16	(2)設備整備等事業	「②个人防护具」の「1人あたり」とは何の1人あたりか。 また、体制確保のため数量予測分を要求してもよいか。	救急・周産期・小児医療における疑い患者1人に対応する職員1人あたりとなります。 例：疑い患者1人に対して3人に対応する場合に、疑い患者を100人受け入れた場合は $100 \times 3 = 300$ 人分
17	(2)設備整備等事業	①～⑩に示されている対象備品は限定列举なのか。それ以外の備品を購入する場合、各備品に上限額はないのか。	限定列举となります。
18	(2)設備整備等事業	それぞれ「1床当たり、1人当たり、1台あたり」で上限が示されている費用については、1施設当たりの上限額はないという解釈でよいか。	そのとおりです。
19	(2)設備整備等事業	設備整備等事業について、一つの医療機関で、救急医療・周産期医療・小児医療のうち複数の医療機能を担っている場合は、それぞれの部門で必要な整備を補助の対象としてよいか。	重複請求がなければ対象となります。

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業 Q&A

《留意事項》

- ・申請にあたっての基本的事項は募集要領に記載しており、このQ&Aは、その内容を補足するものです。
- ・当事業は全額国費による事業のため、国の会計検査で妥当ではないと判断された経費があった場合、補助金の返還義務が生じます。補助金の使途及び関係資料の保管にあたっては充分ご注意ください。

番号	区分	質問内容	回答
20	(2)設備整備等事業	疑い患者の外来診療の整備が対象と考えてよいか。	救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるための外来診療と入院病室の整備のいずれも対象となります。
21	(3)申請手続き等	1つの医療機関が複数の事業の補助を受けることはできるか。	複数の事業に申請し、補助を受けることは可能です。 ※複数事業への申請については、次項の間もあわせてご確認ください。
22	(3)申請手続き等	他の事業と対象経費が重複しているものがあるが、本事業でも重複して申請してよいか。	他の事業で申請した経費を、本事業でも申請し補助を受けることはできません。 ただし、例えば、空気清浄機1台分を他の事業で申請しており、院内感染防止対策のため追加でもう1台購入する場合は、追加の1台分は本事業で申請することが可能です。
23	(3)申請手続き等	実績報告書に添付する支出証拠書類は領収書以外は認められないか。	契約（発注や業務依頼）日、履行完了（納品や業務終了）日、支払先、支払日を確認できる書類であれば、領収書のほか、支出命令書や出金伝票等でも差し支えありません。
24	(3)申請手続き等	令和3年4月以前に発注し、4月以降に納品した院内感染防止対策物品は対象となるか。	令和3年度取組として、令和3年3月以前に発注し、4月以降に納品されたものは対象となります。
25	(3)申請手続き等	納品が10月以降となる場合は対象となるか。 また、納品は9月中に終わっても、支払いが10月以降になる場合は対象となるか。	発注時点で9月中に納品されないことが明らかな場合は対象外となります。 ※やむを得ない理由で納品が遅延し、9月までの納品が困難となった場合は速やかに県にご連絡ください。 また、原則、9月中に支払いまでを終えた経費が補助対象ですが、規程上9月中に支払いを終えることが困難な場合など、やむを得ない理由がある場合は、令和3年4月1日～実績報告日までに支出事務（支出命令書の決裁等）を行った経費も補助対象とします。 ※9月までに「履行完了」していることが前提です。
26	(3)申請手続き等	添付する見積書やカタログ、支出等証拠書類は原本でなければならないか。	コピーしたもので問題ありません。